

平成25年6月28日開催

第 13 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第13回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年6月28日(金)午前10時00分

2. 開催場所 新ひだか町福祉センター 2階大集会室

3. 出席委員 22 人 (欠席委員2名)

1 番	安田悦郎	出	1 3 番	西村和夫	出
2 番	若生良一	出	1 4 番	橋本孝博	出
3 番	渡辺隆	出	1 5 番	前川達哉	出
4 番	松本俊博	出	1 6 番	酒井義幸	出
5 番	白井康博	出	1 7 番	川端雅則	出
6 番	藤原正広	出	1 8 番	中道邦博	出
7 番	土居林弘	出	1 9 番	吉田武志	出
8 番	小山嘉隆	出	2 0 番	前川英幸	出
9 番	山水上隆	出	2 1 番	川見久義	出
1 0 番	水橋本義	出	2 2 番	見上篤夫	出
1 1 番	橋岡田	出	2 3 番	野上表一	出
1 2 番		欠	2 4 番	金森靖	出

4. 出席事務局職員

事務局長 若生 富夫

主 幹 二本柳 浩一

主 査 神谷 貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 現況確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第5号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第6号 買受適格証明願いに対する発給について

6. 会議の概要

<p>事務局</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>ただ今から第13回総会を開催いたします。 はじめに、金森会長よりご挨拶をお願いします。</p> <p>挨拶</p> <p>本日、12番岡田猛委員・14番橋本孝博委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。 出席委員は24名中22名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、4番松本俊博委員、5番白井康博委員をお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。 事務局より報告第1号1番から11番までの議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による解約通知については11件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第1号1番から11番を議案書をもとに朗読】</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。報告第1号について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、報告第1号は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>4番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に報告第2号、現況確認についてを、議題といたします。 事務局より報告第2号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第2号の議案書をご覧ください。現況確認については1件です。 議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第2号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>申請地は、農家台帳の現況が雑種地となっておりますが、申請人より農用地として現在利用しており、農家台帳登録のため願出がありました。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたとき、農用地であるとの意見をいただいております。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>報告第2号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。報告第2号について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p>

議長	賛成多数ですので、報告第2号は事務局の報告どおり承認することといたします。
議長	次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。議案書をもとに説明します。
	【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
3番	議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に事務局より議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
	【議案第1号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
4番	議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可相当と決定いたします。
議長	次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第1号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
	【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請順位1番ですが、現住宅の老朽化のため、農家住宅を建築したいとするものです。申請地は放牧地及び牛舎に近接しており、営農管理上最適地であると判断し選定した。申請地は主に採草地であるが、営農に支障がないよう配慮した。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第4条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われれます。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていたさき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

19番 議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付することに決定いたします。

議長 次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。
事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

3番 議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号1番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

16番 議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より議案第3号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

16番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

22番 議案第3号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号4番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号4番の集積計画について決定いたします。

議長 議案第3号5番の審議の前に、5番白井康博委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条議事参与の制限にあたりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。
(5番白井康博委員 退室)

議長 次に事務局より議案第3号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号5番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

20番 議案第3号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号5番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号5番の集積計画について決定いたします。

議長 それでは、5番白井康博委員の入室を認めます。
(5番白井康博委員 入室)

議長 次に事務局より議案第3号6番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号6番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第3号6番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号6番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号6番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号7番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号7番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の4ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第3号7番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号7番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号7番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号8番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号8番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の4ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

10番 議案第3号8番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号8番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号8番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号9番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号9番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の5ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

10番 議案第3号9番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号9番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号9番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号10番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号10番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の5ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

10番 議案第3号10番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号10番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号10番の集積計画について決定いたします。

議長 議案第3号11番12番の審議の前に、17番川端義幸委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条議事参与の制限にあたりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。
(17番川端義幸委員 退室)

議長 次に事務局より議案第3号11番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号11番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の6ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第3号11番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号11番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号11番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号12番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号12番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の6ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第3号12番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号12番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号12番の集積計画について決定いたします。

議長 それでは、17番川端義幸委員の入室を認めます。
(17番川端義幸委員 入室)

議長 次に事務局より議案第3号13番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号13番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の7ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

21番 議案第3号13番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号13番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号13番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号14番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号14番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の7ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第3号14番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号14番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号14番の集積計画について決定いたします。

議長	次に事務局より議案第3号15番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号15番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の8ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
20番	議案第3号15番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号15番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号15番の集積計画について決定いたします。
議長	次に事務局より議案第3号16番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第3号16番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の8ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
5番	議案第3号16番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号16番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号16番の集積計画について決定いたします。
議長	次に議案第4号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議案といたします。事務局より議案第4号申請順位1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地区域の変更については5件です。議案書をもとに説明します。 【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請順位1番ですが、携帯電話の通信障害地域解消のため、中継施設を新設するものです。申請地は町道に隣接し通話エリア確保に最適地であると判断し選定した。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、適当であるとの意見をいただいています。このことから、農業振興地域の農用地区域からの除外について適当であると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
9番	議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 事務局より議案第4号申請順位2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

【議案第4号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請順位2番ですが、携帯電話の通信障害地域解消のため、中継施設を新設するものです。申請地は町道に隣接し通話エリア確保に最適地であると判断し選定した。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、適当であるとの意見をいただいています。このことから、農業振興地域の農用地区域からの除外について適当であると考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第4号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号2番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 事務局より議案第4号申請順位3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

【議案第4号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請順位3番ですが、携帯電話の通信障害地域解消のため、中継施設を新設するものです。申請地は町道に隣接し通話エリア確保に最適地であると判断し選定した。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、適当であるとの意見をいただいています。このことから、農業振興地域の農用地区域からの除外について適当であると考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

23番 議案第4号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第4号3番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第4号3番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 事務局より議案第4号申請順位4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

【議案第4号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請順位4番ですが、申請地は現在農用地区域外となっているが、今後についても畜産(軽種馬)のための採草放牧地として利用したいことから、編入の申請がありました。

昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、適当であるとの意見をいただいています。このことから、農業振興地域の農用地区域への編入について適当であると考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
13番	議案第4号4番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号4番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号4番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	事務局より議案第4号申請順位5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。 【議案第4号5番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請順位5番ですが、農家住宅を第1種農地に設置せざるを得ない場合、農業振興地域整備計画のマスタープラン(農用地利用計画以外の計画)の変更が必要となるため、申請がされました。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、適当であるとの意見をいただいています。このことから、農業振興地域整備計画のマスタープランの変更について適当であると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
19番	議案第4号5番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号5番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号5番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	次に議案第5号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。 事務局より議案第5号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】 申請地は都市計画区域内の小規模な土地で、農家台帳の現況地目も雑種地となっています。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
13番	議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号1番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	事務局より議案第5号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第5号2番を議案書をもとに朗読】 申請地は都市計画区域内の小規模な土地で、周辺は宅地化が著しく進んでいる状況であります。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、非農地である旨の判定意見をいただいております。

<p>議長 13番 議長 議長 議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第5号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第5号2番については現況証明を発給することと決定いたします。</p>
<p>議長 事務局 議長 3番 議長 議長 議長 議長 議長</p>	<p>議案第6号買受適格証明願いに対する発給についてを、議案といたします。事務局より議案第6号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>【議案第6号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>議案第6号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第6号1番については、買受適格者証明を発給することと決定してよろしいですか。 また、競売の落札者から農地法第3条の規定による許可申請がされた場合、これを許可相当と決定してよろしいか、併せて採決いたします。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第6号1番については買受適格者証明を発給するとともに、競売の落札者より農地法第3条の規定による許可申請がされた場合、これを許可相当と決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第13回総会を閉会いたします。 (終了時刻 午前11時30分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>平成25年6月28日(議事録調整日 平成25年7月10日)</p> <p style="text-align: center;">新ひだか町農業委員会会長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">議 事 録 署 名 委 員 ㊟</p> <p style="text-align: center;">議 事 録 署 名 委 員 ㊟</p>